

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指 定 の 番 号	国土交通大臣 第20号		
指 定 の 有 効 期 間	令和7年8月18日から5年間		
機 関 の 名 称	株式会社 確認サービス		
主たる事務所の住所	本 社	愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号 電話（０５２）２３８－７７４７	
	東京支社	東京都新宿区新宿1丁目16番10号 電話（０３）５３６９－８４６１	
	大阪支社	大阪府大阪市北区梅田1丁目11番4号 電話（０６）４７９５－２１２１	
	静岡支店	静岡県静岡市葵区御幸町11番地の10 電話（０５４）２０５－８６５０	
	横浜支店	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目26番地4 電話（０４５）３２８－１２２４	
	沼津支店	静岡県沼津市高島町10番地の14号 電話（０５５）９２９－１８６０	
	浜松支店	静岡県浜松市中央区砂山町355番地の4 電話（０５３）４５０－０７７７	
	豊橋支店	愛知県豊橋市大橋通一丁目68番地 電話（０５３２）５７－３５１５	
	岡崎支店	愛知県岡崎市錦町6番5 電話（０５６４）６６－１１１５	
	岐阜支店	岐阜県岐阜市金宝町1丁目15番地 電話（０５８）２６７－１０５５	
代 表 者 氏 名	代表取締役 畑中 重人		
業 務 区 域	日本全域		
指 定 の 区 分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条各号に掲げる区分		
取 建 築 扱 物 等	全ての建築物、工作物及び建築設備 但し、北海道（札幌市を除く。）、青森県、岩手県、宮城県（仙台市を除く。）、秋田県、山形県、福島県、東京都（島しょ部に限る。）、新潟県（新潟市を除く。）、富山県、石川県（金沢市を除く。）、福井県、長野県、鳥取県、島根県、岡山県（岡山市を除く。）、広島県（広島市を除く。）、山口県、徳島県、香川県、愛媛県（松山市を除く。）、高知県、福岡県（北九州市及び福岡市を除く。）、佐賀県、長崎県、熊本県（熊本市を除く。）、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の全域は、一棟あたりの申請延べ面積2,000㎡以上の建築物並びに当該建築物と同一敷地内にある建築物、工作物及び建築設備とする。		
実 施 す る 業 務 の 態 様	建築確認・中間検査・完了検査・仮使用認定		